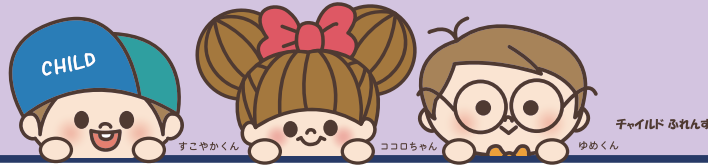


選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



「こども性暴力防止法(日本版DBS)」に向けて園が準備すべきこと

株幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

THEME

「こども性暴力防止法(日本版DBS)」に向けて園が準備すべきこと
保育施設や学校などでこどもに対する性暴力を防ぐための新しい法律、「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」が、今年、2026年12月25日に施行されます。
施行まで残りおよそ半年となり、各園での準備を本格化させる時期にきています。今回は、制度の概要と、施行に向けて園が準備すべきポイントをQ&A形式で解説します。

Q & A

Q1 「こども性暴力防止法」とはどのような制度ですか？ 対象となるのは？

A1 こどもに接する場での性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るための法律です

- ・ 対象施設：認可保育所や認定こども園、学校などは、公立・私立を問わず「義務対象」となります。また、認可外保育施設や放課後児童クラブなどは国から認定を受けることで「認定対象」となります。
- ・ 対象者：保育士や教員など、こどもに継続的に接する従事者が確認の対象です。また、事務職員や送迎バスの運転手であっても、業務の実態(支配性・継続性・閉鎖性)としてこどもと接する機会がある場合は対象となり得ます。雇用形態を問わず、短期間のアルバイトやボランティアも対象に含まれます。

Q2 園として具体的にどのような措置が求められるのでしょうか？

A2 大きく分けて以下の4つの措置が求められます

- 1 安全確保措置(日頃からの取組)：被害の早期把握のための日常的な観察や面談・アンケートの実施、相談窓口の設置と周知、従事者への研修などを行います。
- 2 犯罪事実確認：こどもと接する業務に就く人の、特定性犯罪前科の有無を確認します。
- 3 防止措置：性犯罪前科があるなど、性暴力のおそれがあると判断される場合は、こどもと接する業務に就かせないなどの対応を行います。
- 4 情報管理措置：性犯罪前科等の情報は極めて機微な情報であるため、適正かつ厳格な管理が求められます。万が一、漏えい等が発生した場合は、国(こども家庭庁)へ直ちに報告する義務があります。

Q3 12月の施行に向けて、今からどのような準備をしておけばよいですか？

A3 スムーズな制度移行とトラブル防止のため、以下の事前準備を進めておくことが重要です

- ・対象従事者の検討・確定：園内で誰が犯罪事実確認の対象となるのか、業務実態を踏まえて整理します。
- ・就業規則等の整備：性暴力や不適切な行為の禁止、発覚時の対応などを就業規則等の服務規律に位置付けます。
- ・採用フローの見直し：今後の採用選考の段階で、誓約書等を用いて性犯罪前科の有無を事前に確認するプロセスを組み込みます。
- ・環境・体制の整備：相談窓口の設置や、従事者への制度開始の周知、ルールの周知などを行います。
- ・GビズIDの取得(義務対象事業者)：各種手続はオンラインの「こども性暴力防止法関連システム」で行うため、アカウント作成に必要なGビズIDを事前に取得しておきましょう。

制度に適切に対応し、こどもたちが安心・安全に過ごせる環境を整備・アピールすることは、「選ばれる園」になるための重要な要素です。要件を満たし適切な取組を行っている事業者は法定事業者や認定事業者向けの「こまもろう」という事業者マークを使用し、保護者へ向けた周知に活用することもできます。

就業規則の見直しや、園内でのルール作りの進め方など、準備においてご不安な点があれば、幼保経営サービス・コンサルティング部までお気軽にご相談ください。



事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeyei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

